

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の 在り方等に関する有識者会議（第7回）における主な意見等

（※枠囲み部分は、令和3年12月の「論点整理」より抜粋。）

① 基本的なスタンス

（全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実）
多様な一人一人の児童生徒に応じた教育の在り方をいかに実現していくのかという議論
の一環として、特異な才能のある児童生徒への支援策を考えていく

- 学校に「主体性」という理念があるからこそ、子供たちの可能性を引き出し、どの子供にも公正な学びを提供できる。
- 才能のある児童生徒への指導・支援は個別最適な学び・協働的な学びに包摂されうる。主体性に配慮した学びを行うことで、才能のある児童への指導・支援も別枠ではなくインクルーシブに行われることは、SEM（全校拡充モデル）と理念、方法の共通点がある。例えば、自由に行った研究の成果発表は、発表者にとってはタイプⅢの拡充に、他の児童生徒にとってはタイプⅠの拡充に当たる。

① 特異な才能を有する児童生徒が学習活動に困難が生じている場合の対応策

（教室・学校内での対応策）

- ・ 当該児童生徒が通常過ごす教室の中で困難を解消する方法にはどのようなものが考えられるか。例えば、
 - ア 授業における教材や指導方法の工夫はどのようなものがあるか。その際、特別の支援を必要とする児童生徒に対する配慮や支援の考え方のうち、有効な知見はあるか。
- 特異な才能がある人たちを特異な場で支援することだけに集中すると、むしろ偏見や差別の火種になってしまうのではないかとことを危惧する。インクルーシブな教育の中で、多様な個性が生きるような教育の文化・土台ができてはじめて、特異な才能を特別な場で育てる土壌ができるのではないか。多様な子供が同じ場で各々の個性を発揮する教育は、その土台作りに当たっては必須のプロセスであると感じた。

イ 個に応じた指導の在り方は改善の余地があるか。

- 異学年での学習について、小学校の場合、2、3学年違うだけで異なる環境が生み出せる。中学校や高等学校の場合にはそれぞれ3学年しかなく、学年の幅が狭いが、中高一貫校であれば6学年あるので対応可能なこともある。なお、数学年という幅を超えるほど才能が突出している場合は、別途検討が必要。

- ・ 学校において、教室以外で学習できる場を確保する方法にはどのようなものがあるか。

(学校外での対応策)

- ・ 当該児童生徒が学校外の学びの場を活用して困難を解消する方法にはどのようなものが考えられるか。例えば、
 - ア 学校外の学びの場を提供する団体等を拡大し、質を保障する観点から、学習面からみた支援策等をどう考えるか。
 - イ 特に義務教育段階においては、社会性の育成を含む包括的な教育の提供という学校の役割も踏まえつつ、学校外の学びの場における成果の把握も含め、学校や教育委員会との連携をどう考えるか。
 - ウ 高等学校段階における学校外学修の単位認定や大学の先取り履修、大学飛び入学などの既存制度をどのように活用するか。
- 教科の内容も突き詰めると、議論しながら学ぶような深い「学問」に結びつく。そうすると、小中高大という学校段階は融合してくる。さらに、例えば大学の研究者や芸術家などと遠隔で繋がり、共に創造していくような環境を作っていくことも考えられる。

(既存施策の活用策)

- ・ 特定の分野・領域に焦点を当てた学校の取組の支援や、優れた才能を伸長するための支援に関する既存の施策をどのように活用するか。

(障害を併せ有する場合の対応策)

- ・ 特に、才能と障害を併せ有する場合の対応としてはどのようなものがあるか。
- 学習困難や障害ある子も共通に、主体性に配慮した学びにより学びうる。才能のある児童をあらかじめラベルづけしないため、2Eの児童を特定する必要もなく、才能と障害を併せ持つ子供も、インクルーシブに才能に応じた指導・支援ができる。なお、主体性への配慮と同時に障害の特性に応じた合理的配慮などが必要になる場合もある。

② 特異な才能を有する児童生徒が学校生活に困難を感じている場合の対応策

(教室・学校内での対応策)

- ・ 当該児童生徒が通常過ごす教室の中で困難を解消する方法にはどのようなものが考えられるか。例えば、
 - ア 学級経営・生徒指導・キャリア教育等に関する方策としてどのようなことが考えられるか。
- 小学校におけるクラブ活動については、異年齢活動や異年齢学習としての意義が非常に大きく、その点から改めて活性化できるかもしれない。

イ 適切なサポートを受ける形で困難を解消できる方法はないか。その際、特別の支援を必要とする児童生徒に対する配慮や支援の考え方のうち、有効な知見はあるか。

- どれほど教育のユニバーサルデザイン化が行われても、はみ出てしまうこともあるため、そうした子供に対する備えが必要。ユニバーサルデザインの中だけでは難しい場合には、本来特別支援教育が担うべきと考える。
- 全ての児童生徒に対して、色や感触など、環境への配慮は重要。
- ある子供に適した特定の時間や特定の場を新たに設けることをきっかけとして、逆に学習の内容・方法の吟味がなされ、学習内容・学習方法が変わるというプロセスの順序性も興味深い。

・ 学校において、教室以外で安心して過ごせる場を確保する方法にはどのようなものがあるか。

- 不登校になってしまった子供の備えとして、学校内に居場所を設ける取組は大事だが、そのためには人と予算が必要。
- 生徒を受け入れケアをすることで安心できる場を作ると同時に、個別支援計画を立てることにより、学習保障を行い生徒の成長を支援することも重要。

(学校外での対応策)

- ・ 当該児童生徒が学校外の学びの場を活用して困難を解消する方法にはどのようなものが考えられるか。例えば、
 - ア 教育支援センター等の学校外の学びの場を提供する団体等における集団での生活に向けた支援策等をどう考えるか。
- 授業が易し過ぎて苦痛で、その結果不登校になってしまったような児童生徒は、学校や教育支援センターなどにも行けず、外に出てしまっているのではないか。これらの子供に注目した支援を行うためには、フリースクールなどと連携していく必要があるのではないか。

(障害を併せ有する場合の対応)

- ・ 特に、才能と障害を併せ有する場合の対応としてはどのようなものがあるか。

③ ①及び②を可能とするために必要な環境や体制

(才能や特性の見いだし)

- ・ 各教育現場において児童生徒の特異な才能や認知の特性、学習の特性等を見いだし、適切な指導・支援を講じられるようにするために、どのような方策があるか。その際、困難の有無に関わらず広く才能や特性等を見い出す方策について検討する必要があるのではないか。
- 才能の見いだしを子供自身が行いうる。主体性に配慮した学びにより、子供は自分で興味や能力、スタイルに合う学びの内容、方法を主体的に見い出すことができ、あらかじめ才能の特性をスクリーニングで識別する必要はない。その結果、子供が主体的に学ぶ力、大人になっても生きる力を養うことができる。なお、個別のプログラム等の目的のために才能の特性の識別を行うことは、また別の話。

(教育委員会・学校関係者の理解啓発)

- ・ 特定分野に特異な才能を有する児童生徒に対する教育委員会・学校関係者の理解を促進するために、教員研修における取扱いなど、どのような方策があるか。

(学校の体制強化)

- ・ 学校において特定分野に特異な才能を有する児童生徒に対する指導・支援を行うに当たって、学校や教育委員会に対してどのような支援や体制整備が必要か。
- 現行の学習指導要領の枠組みの中でもできるのであれば、モデル化するまでもなく、各学校でどんどんやってほしいのだが、教師の負担の問題がある。
- 個々の子供の多様なニーズに対応するためには、個別対応が必要になり、時間や労力が増す傾向にあるため、取組を持続可能にしていくための方策を考えることが重要。
- 教師には異動があることを踏まえても、外部人材の活用も重要。

(学校外の学びの場の促進方策)

- ・ 地域ごとに学校外（地域の専門家、大学、民間事業者等）の学習を支援するリソースが偏在していることを前提として、学校外の学びの場を活用しやすくするために、どのような方策があるか。例えば、
 - ア 既存の学校外の学びを提供する主体の情報を、どのように集約し保護者や子供に提供すればよいか。
 - イ 児童生徒の才能や興味・関心の方向性を生かした、学校外の学びの場とのマッチングやコーディネートをどのように行えばよいか。

(保護者へのサポートと社会に対する理解啓発)

- ・ 特定分野に特異な才能のある児童生徒の保護者へのサポートや社会の理解を醸成していくために、どのような方策があるか。

(施策の普及方策)

- ・ 先行的な優れた実践を、全国に普及させていくための方策として、例えば、国において、教育委員会の規模や立地にも留意しながら実証的な研究を行い、好事例を蓄積していくことについてどう考えるか。
 - 先行的な実践における教材・学び方・環境・道具・人・コミュニティーなどについて、日本全国にどのように展開していくかを、会議において議論したい。
 - 才能のある子への指導・支援を包摂する個別最適な学び・協働的な学びは、教育課程を見直さなくても、どの学校でも開始できる。そこで、文科省においては、既に多様な実践を進めている学校や、そのような実践に新規に取り組む学校を指定する予算事業を行うことが必要。予算事業において、教師の負担増にならないような実践を開発し、実践モデルをウェブ等で情報発信することや、教育委員会において支援を行うことを通じて、全国に取組を広げていくことが重要。
 - 優れた取組をモデル化していくことは意義深い。先行事例をモデル化し、他の地域でも取り組み、各取組地域が連携し、困難を共有しつつ展開していくということも考えられる。
 - オンラインも活用した教材づくりや、体制の在り方も含めて、モデル化を行っていくことは重要。